

令和8年4月から交通系 IC カードでバスが利用できるエリアが拡大します

令和8年4月から、県内の対象バス路線で Suica（KURURU を含む）や Suica と相互利用可能な交通系 IC カードの利用可能なエリアが拡大します。キャッシュレスでの乗車可能なエリアが広がり、公共交通機関をより便利にご利用いただけます。ぜひ交通系 IC カードを使って快適な公共交通をご利用ください。

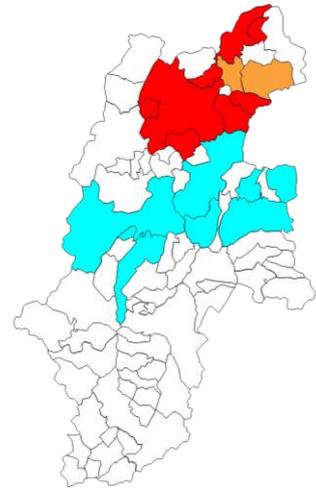
1 エリア拡大時期

令和8年4月1日（水）（予定）

交通系 IC カードが利用（予定）可能なバス路線が運行されている県内の市町村

2 新たに利用可能となるエリア及び路線

- 松本市 } ぐるっとまつもとバス（事業主体：松本市）
山形村 } （コミバス、市営バスを除く）
- 塩尻市 塩尻市内コミュニティバス（事業主体：塩尻市）
- 上田市 }
佐久市 } 和田峠北線、高峰高原線、碓氷線
小諸市 } （事業主体：ジェイアールバス関東）
軽井沢町 }
長和町 }
- 長和町 長和町内コミュニティバス（事業主体：長和町）



赤：R6年度までに導入されたバス路線がある市町村
 橙：R7年度までに導入予定のバス路線がある市町村
 （長電バス 急行志賀高原線のみ）
 水：R8年度に導入予定のバス路線がある市町村

3 その他

- 詳細は、ホームページ（準備中）にて順次お知らせいたします。

【「KURURU」について】

「KURURU」は、令和7年3月から長野市公共交通活性化・再生協議会が事務局となり発行している交通系 IC カードで、長野市、須坂市、飯綱町、高山村、小川村等で利用されています。

バスのほか、Suica エリアおよび Suica と相互利用を行っているエリアで利用可能な乗車券や電子マネーなどとしても利用可能で、Suica が利用可能な鉄道駅の自動券売機やコンビニエンスストア等でのチャージが可能となっています。

令和8年4月から事務局及び発行元が長野県公共交通活性化協議会へ切り替わり、利用可能エリアも拡大します。なお、地域によりポイントサービス・割引サービスなどの有無や内容が異なりますのでご注意ください。

※「Suica」は東日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。「KURURU」は長野市公共交通活性化・再生協議会の登録商標です。

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0

～大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために～

〔長野県総合5か年計画推進中〕

問合せ先)

担当 長野県公共交通活性化協議会
 （交通政策局交通政策課内）
 佐藤、赤池、若宮

電話 026-235-7015（直通）
 026-232-0111（代表）内線 3734

F A X 026-235-7396

E-mail kotsu@pref.nagano.lg.jp